

別表 1 (第 4 条関係)

補助事業	内容
<p>1. スマート農業 機械等の導入</p>	<p>グリーンな栽培体系への転換に必要なスマート農業機械等の導入 ※ 対象となる機械等は、国事業で導入するものに限る。また、導入にかかる要件等は国要綱に準ずるものとする。</p>
<p>2. 消費者理解の 醸成に向けた地域 ブランド推進</p>	<p>グリーンな栽培体系により生産する農産物について、生産者の努力を価格に反映させるための、消費啓発及び販売促進、その他農産物の高付加価値化につながる取組 ※ 国事業で交付を受ける経費は対象外とする。 (補助対象例) 1 商談会への参加に必要な出展費、旅費、賃金等 2 マルシェの開催に必要な設営費、備品レンタル料等 3 販売資材の作製にかかる資材費、委託費等</p>

別表2（第4条関係）

補助対象経費		
補助事業	費目	内容
1. スマート農業機械等の導入	機械導入費	スマート農業機械等の購入費又はリース料（運搬費、役務費、雑役務費等を含む）
2. 消費者理解の醸成に向けた地域ブランド推進	謝金	当該事業の実施に直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費
	旅費	当該事業の実施に要した交通費、宿泊費等
	会場賃借料	当該事業の実施に必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費。ただし、自前の会議室を使用した場合は補助対象としない。
	広報費	当該事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝経費
	印刷費	当該事業に必要な資材、調査票、広告宣伝用のチラシ等を作成、印刷製本するために要する経費
	通信運搬費	当該事業の実施に必要な郵送代、運送料として支払われる経費
	備品費	当該事業の実施に必要な備品を導入、レンタル及びリースする際に要する経費。ただし、当該事業用に導入する場合に限り、他の事業との併用を前提に導入する場合は対象としない。
	借上費	当該事業の実施に直接必要な事務機器、通信機器等の借上げ経費
	消耗品費	当該事業の実施に必要な事務用品等であって、備品に属さない物の購入に要する経費
	翻訳料・通訳料	当該事業の実施に必要なパンフレット及びホームページ等に外国語での記載をする場合における翻訳に係る経費。また、事業の実施において、通訳を配置する経費
	委託費	当該事業を実施するために、専門的技術や知見を有する者に対して支払われる経費 （注1）委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、原則、委託する側である交付決定者に成果物等を帰属させることとする。 （注2）外注先・委託先が機器・設備等を購入する費用は補助対象としない。
	役務費	当該事業の実施に必要な、他の事業者には役務の提供を行わせるための経費
	アルバイト賃金	当該事業の実施に必要な補助的業務を行うものに賃金として支払われる経費。ただし、作業日誌等の作成を要件とする。
イベント費	当該事業の一環として実施するイベントの開催に対して直接的に必要な経費（会場費、設営費、運搬費等）	
その他	その他市長が必要と認める経費	

※ただし、いずれの費用も当該事業に使用したことが明確にわかるものに限る。

別表3（第6条関係）

区分	補助率	補助上限額
1. スマート農業機械等の導入	5分の1以内	上限なし (予算の範囲内で交付)
2. 消費者理解の醸成に向けた地域ブランド推進	定額	100万円